

KDDI Area Ethernet (STNet) サービス契約約款

平成28年5月21日

KDDI株式会社

目 次

第1章 総則

- 第 1 条 約款の適用
- 第 2 条 約款の変更
- 第 3 条 用語の定義

第2章 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの品目

- 第 4 条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの品目

第3章 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区域等

- 第 5 条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区域等

第4章 契約

- 第 6 条 契約の単位
- 第 7 条 共同契約
- 第 8 条 第1種アクセス回線の終端
- 第 9 条 收容区域及び加入区域
- 第10条 高速イーサネット網契約申込の方法
- 第11条 高速イーサネット網契約申込の承諾
- 第12条 最低利用期間
- 第13条 品目の変更
- 第14条 第1種アクセス回線の移転
- 第15条 契約者回線の異経路
- 第16条 契約者回線の利用の一時中断
- 第17条 高速イーサネット網契約に基づく権利の譲渡の禁止
- 第18条 契約者が行う高速イーサネット網契約の解除
- 第19条 当社が行う高速イーサネット網契約の解除
- 第20条 その他の提供条件

第5章 契約者回線群の設定等

- 第21条 契約者回線群の設定等
- 第22条 契約者回線群の変更
- 第23条 契約者回線群の廃止

第6章 端末設備の提供等

- 第24条 端末設備の提供
- 第25条 端末設備の移転
- 第26条 端末設備の利用の一時中断

第7章 回線相互接続

- 第27条 当社又は他社の電気通信回線の接続
- 第28条 他社接続回線の相互接続
- 第29条 他社接続回線の接続変更

第30条 第2種アクセス回線の接続休止

第31条 削除

第8章 利用中止及び利用停止

第32条 利用中止

第33条 利用停止

第9章 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用の制限等

第34条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用の制限等

第34条の2 他社接続回線による制約

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

第35条 料金及び工事に関する費用

第2節 料金の支払義務

第36条 定額利用料の支払義務

第36条の2 手続きに関する料金の支払義務

第37条 工事費の支払義務

第38条 線路設置費の支払義務

第39条 設備費の支払義務

第3節 料金の計算方法等

第40条 料金の計算方法等

第41条 料金支払いの連帯責任

第4節 割増金及び遅延損害金

第42条 割増金

第43条 遅延損害金

第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

第44条 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

第11章 保守

第45条 契約者の維持責任

第46条 契約者の切分責任

第47条 修理又は復旧の順位

第12章 損害賠償

第48条 責任の制限

第49条 免責

第13章 雑則

第50条 承諾の限界

第51条 利用に係る契約者の義務

第52条 他人に使用させる場合の契約者の義務

第53条 契約者からの第1種アクセス回線等の設置場所の提供等

第54条 技術的事項及び技術参考資料の閲覧

- 第55条 協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行
- 第56条 協定事業者によるKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに関する料金等の回収代行
- 第57条 契約者からの通知
- 第58条 契約者の氏名等の通知
- 第59条 協定事業者からの通知
- 第60条 法令に規定する事項
- 第61条 閲覧
- 第62条 附帯サービス

別記

料金表

通則

- 第1表 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金
- 第2表 工事に関する費用
- 第3表 附帯サービスに関する料金

別表

- 別表 基本的な技術的事項

附則

第1章 総 則

(約款の適用)

第1条 当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりKDDI Area Ethernet (STNet) サービス（当社がこの約款以外の契約約款等を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。

(注) 本条のほか、当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスに附帯するサービス（当社が別に定めるものを除きます。以下「附帯サービス」といいます。）をこの約款により提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

2 当社は、事業法施行規則第22条の2の3第2項第1号に該当する場合であって、当社からの申出により提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページにその内容を掲示します。

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 高速イーサネット 收容網	同一の県内において、主としてデータ通信の用に供することを目的としてイーサネットフレームにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。）
4 高速イーサネット 中継網	高速イーサネット收容網相互を接続する電気通信回線設備
5 KDDI Area Ethernet (STNet) サービス	高速イーサネット收容網又は高速イーサネット收容網及び高速イーサネット中継網を使用して行う電気通信サービス
6 高速イーサネット 網サービス取扱局	株式会社STNetの高速イーサネット網サービス契約約款に定める高速イーサネット網サービス取扱局
7 高速イーサネット 網サービス取扱所	KDDI Area Ethernet (STNet) サービスに関する業務を行う 当社の事務所
8 高速イーサネット 網契約	当社からKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供を受けるための契約

9 契約者	当社と高速イーサネット網契約を締結している者
10 収容局設備	高速イーサネット収容網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
11 相互接続点	株式会社STNetと株式会社STNet以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の規定により登録を受けた者又は事業法第16条第1項の規定により届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（事業法の規定に基づき株式会社STNetが株式会社STNet以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 第1種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
13 第1種アクセス回線等	第1種アクセス回線及び当社が必要により設置する第1種アクセス回線に係る電気通信設備
14 第2種アクセス回線	高速イーサネット網契約に基づいて高速イーサネット網サービス取扱局と相互接続点との間に設置される電気通信回線
15 アクセス回線	第1種アクセス回線又は第2種アクセス回線
16 アクセス回線等	アクセス回線及び当社が必要により設置するアクセス回線に係る電気通信設備
17 中継局設備	高速イーサネット中継網に所属する高速イーサネット網サービス取扱局に設置される電気通信設備
18 中継回線	収容局設備と中継局設備との間に設置される電気通信回線
19 契約者回線	アクセス回線又は中継回線
20 アクセス回線群	高速イーサネット収容網を使用して相互に通信を行うことのできるアクセス回線により構成される回線群又は高速イーサネット収容網及び高速イーサネット中継網を使用して相互に通信を行うことのできる単独のアクセス回線
21 中継回線群	高速イーサネット中継網を使用して異なる県間で相互に通信を行うことのできるアクセス回線群に対応する中継回線により構成される回線群
22 協定事業者	株式会社STNetの高速イーサネット網サービス契約約款に定める協定事業者
23 他社接続回線	株式会社STNetの高速イーサネット網サービス契約約款に定める他社接続回線
24 高速イーサネット網接続サービス	高速イーサネット網契約に基づいて株式会社STNetが提供する相互接続点と契約者の指定する場所又は第2種アクセス回線に係る相互接続協定に基づき、協定事業者が料金を設定するKDDI Area Ethernet (STNet) サービス
25 端末設備	アクセス回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。）に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置

	の場所が他の部分の設置の場所と同一構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
26 自営端末設備	契約者が設置する端末設備
27 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
28 技術基準等	端末設備等規則（昭和60年郵政省令第31号）及び高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件
29 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和25年法律第226号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの品目

(KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの品目)

第4条 当社の提供するKDDI Area Ethernet (STNet) サービスには、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金) に規定する品目があります。

第3章 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区域等

(KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区域等)

第5条 当社のKDDI Area Ethernet (STNet) サービスは、別記1に定める提供区域等において提供します。

2 当社は、当社の指定するKDDI Area Ethernet (STNet) サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスのサービス提供地域を閲覧に供します。

第4章 契約

(契約の単位)

第6条 当社は、契約者回線1回線ごとに1の高速イーサネット網契約を締結します。

(共同契約)

第7条 当社は、1の契約者回線について契約者が2人以上となる高速イーサネット網契約（以下「共同契約」といいます。）を締結します。

2 前項の場合、契約者のうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同じとします。

(第1種アクセス回線の終端)

第8条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを第1種アクセス回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

(収容区域及び加入区域)

第9条 当社は、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（STNet）サービスの料金）に定めるところにより収容区域及び加入区域を設定します。

2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所においてその収容区域及び加入区域を閲覧に供します。

(高速イーサネット網契約申込の方法)

第10条 高速イーサネット網契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) アクセス回線の品目

(2) 第1種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあっては、その第1種アクセス回線の終端の設置場所

(3) 第2種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあっては、その第2種アクセス回線と相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称。

(4) アクセス回線群

(5) 中継回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあっては、前項に掲げる事項のほか、中継回線の品目、その中継回線に対応するアクセス回線群及び中継回線群

(6) 利用回線に係る高速イーサネット網契約の申込みにあっては、その利用回線に係るサービスの品目、区間及び協定事業者の氏名又は名称、その利用回線に対応する中継回線群

(7) その他高速イーサネット網契約申込みの内容を特定するために必要な事項

2 高速イーサネット網接続サービスに関する契約の申込にあっては、前項に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) 協定事業者の氏名又は名称

- (2) 協定事業者のサービスの種類及び品目
- (3) 相互接続点
- (4) その他高速イーサネット網接続サービスの内容を特定するための事項

(高速イーサネット網契約申込の承諾)

第11条 当社は、高速イーサネット網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その高速イーサネット網契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 申込みのあった契約者回線を設置し、又は保守することが技術上著しく困難なとき。
- (2) 高速イーサネット網契約の申込みをした者が、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) アクセス回線の契約にあっては、アクセス回線群がないとき。
- (4) 第2種アクセス回線に係る高速イーサネット網契約の申込にあっては、その第2種アクセス回線と他社接続回線との接続に関し、その第2種アクセス回線と接続することとなる他社接続回線について契約を締結している者同一の者とならないとき、その他他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、その他相互接続協定に基づく条件に適合しないとき。
- (5) 中継回線の契約にあっては、その中継回線に対応するアクセス回線群又は中継回線群（以下「契約者回線群」といいます。）がないとき。
- (6) 高速イーサネット網接続サービスに関する契約の申込にあっては、その接続に係る協定事業者の承諾を得られないとき、その他その申込内容が相互接続提供に基づく条件に適合しないとき。
- (7) 契約者回線群の設定等、その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(最低利用期間)

第12条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスについては、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金) に定めるところにより、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供を開始した日から起算して1年間とします。

3 契約者は、前項の最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除又は契約者回線の品目の変更又は移転があった場合は、当社が定める期日までに、料金表第1表に規定する額を支払っていただきます。

(品目の変更)

第13条 契約者は、契約者回線の品目の変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、第11条 (高速イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(第1種アクセス回線の移転)

第14条 契約者は、第1種アクセス回線の移転の請求をすることができます。

2 第1項の請求があったときは、第11条 (高速イーサネット網契約申込の承諾) の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第15条 当社は、当社の業務の遂行上支障がない場合において、契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社が指定する経路（以下「異経路」といいます。）により設置します。

(契約者回線の利用の一時中断)

第16条 当社は、契約者から請求があったときは、契約者回線の利用の一時中断（その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

(高速イーサネット網契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第17条 契約者が高速イーサネット網契約に基づいてKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

(契約者が行う高速イーサネット網契約の解除)

第18条 契約者は、高速イーサネット網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ高速イーサネット網サービス取扱所に当社所定の解除通知書により通知していただきます。

(当社が行う高速イーサネット網契約の解除)

第19条 当社は、次の場合には、その契約者回線に係る高速イーサネット網契約を解除することがあります。

- (1) 第33条（利用停止）の規定により利用停止された契約者回線について、契約者がおおその事実を解消しないとき。
 - (2) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止又は相互接続協定の解除若しくは協定事業者の電気通信事業の休止又は他社接続回線に係る相互接続点の所在場所の変更若しくは廃止により、契約者が他社接続回線を利用することができなくなった場合であって、利用の一時中断又は第29条（他社接続回線の接続変更）に規定する他社接続回線接続変更の請求を行わないとき。
 - (3) その高速イーサネット網契約に係る契約者回線群について、第23条（契約者回線群の廃止）に規定する契約者回線群の廃止の申し出があったときであって、第22条（契約者回線群の変更）第1項に規定する変更請求を行わないとき。
- 2 当社は、契約者が第33条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項第1号の規定にかかわらず、契約者回線の利用停止をしないでその契約者回線に係る高速イーサネット網契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前2項の規定により、その高速イーサネット網契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にそのことをお知らせします。

(その他の提供条件)

第20条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係るその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

第5章 契約者回線群の設定等

(契約者回線群の設定等)

- 第21条 契約者は、契約者回線群を指定し、高速イーサネット網サービス取扱所に申し出ていただきます。
- 2 前項の場合において、その設定が契約者回線群を新設するものであるときは、その契約者回線群に係る契約者の中から回線群代表者（その契約者回線群に係る契約者であって、契約者回線群の設定、変更又は廃止の手続き等を代表できる契約者をいいます。以下同じとします。）を指定して、高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
 - 3 第1項の場合において、当社は、その契約者回線群の回線群代表者の承諾が得られない場合を除き、契約者回線群を設定します。
 - 4 当社は、前3項により契約者回線群を設定する場合は、1の契約者回線群ごとに、契約者回線群識別番号（契約者回線群を識別するために当社が定める番号をいいます。以下同じとします。）を付与します。
 - 5 前4項で定めるほか契約者回線群の取り扱いについて、料金表第1表（KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金）に別段の定めがあるときは、その定めるところによります。

(契約者回線群の変更)

- 第22条 契約者は、1の契約者回線群から他の契約者回線群へ契約者回線群の変更の請求を行うことができます。
- 2 前項の請求があったときは、当社は、前条の規定に準じて取り扱います。この場合における契約者回線群識別番号は、変更後の契約者回線群に対応するものとします。
 - 3 契約者は、その契約者回線群に所属する契約者の承諾が得られない場合を除いて、回線群代表者を同一の契約者回線群に所属する他の契約者に変更することができます。

(契約者回線群の廃止)

- 第23条 当社は次の場合には、契約者回線群を廃止します。
- (1) 回線群代表者から、その契約者回線群の廃止の申し出があったとき。
 - (2) 回線群代表者に係る契約者回線の解除があった場合であって、第22条（契約者回線群の変更）第3項に規定する回線群代表者の変更の請求がないとき。
 - (3) その契約者回線群を構成する契約者回線がなくなったとき。

第6章 端末設備の提供等

（端末設備の提供）

第24条 当社は、契約者から請求があったときは、そのアクセス回線について、料金表第1表（KDDI Area Ethernet（STNet）サービスの料金）に定めるところにより端末設備を提供します。

（端末設備の移転）

第25条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

（端末設備の利用の一時中断）

第26条 当社は、契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

第7章 回線相互接続

(当社又は他社の電気通信回線の接続)

- 第27条 契約者は、アクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、そのアクセス回線と株式会社STNet又は株式会社STNet以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を高速イーサネット網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する株式会社STNet又は株式会社STNet以外の電気通信事業者の契約約款及び料金表によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信については、その品質を保証しません。
- 3 契約者は、その接続について、第1項の規定により高速イーサネット網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
- 4 契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(他社接続回線の相互接続)

- 第28条 当社は、他社接続回線と接続する高速イーサネット網契約申込を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線との接続を行います。

(他社接続回線の接続変更)

- 第29条 当社は、契約者から請求があったときは、その他社接続回線に係る相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第11条（高速イーサネット網契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(第2種アクセス回線の接続休止)

- 第30条 当社は、相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は相互接続協定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止により、契約者が当社のKDDI Area Ethernet (STNet) サービスを利用できなくなったときは、そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスについて接続休止（そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスを一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。）とします。

ただし、そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスについて、契約者から利用の一時中断若しくは他社接続回線接続変更の請求又は高速イーサネット網契約の解除の通知があったときは、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により、接続休止をしようとするときは、あらかじめ、その契約者にそのことをお知らせします。
- 3 第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その高速イーサネット網契約は、解除されたものとして取り扱います。この場合は、その契約者にそのことをお知らせします。

第31条 削除

第8章 利用中止及び利用停止

(利用中止)

第32条 当社は、次の場合には、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 相互接続協定に基づき、相互接続点の所在場所を変更するとき。
- (3) 第34条 (KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用の制限等) の規定により、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用を中止するとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第33条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内で当社が定める期間（そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金その他の債務（この約款の規定により、支払いを要することとなったKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金、工事に関する費用、附帯サービスの料金又は割増金等の料金以外の債務をいいます。以下この条において同じとします。）が支払われないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間）、そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払われないとき。
- (2) 第51条（利用に係る契約者の義務）又は第52条（他人に使用させる場合の契約者の義務）の規定に違反したとき。
- (3) 当社の承諾を得ずに、第1種アクセス回線に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (4) 第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を第1種アクセス回線から取りはずさなかったとき。

2 当社は、前項の規定によりKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者にお知らせします。

第9章 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用の制限等

(KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用の制限等)

第34条 当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外の契約者回線による利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
秩序の維持に直接関係がある機関
防衛に直接関係がある機関
海上の保安に直接関係がある機関
輸送の確保に直接関係がある機関
通信役務の提供に直接関係がある機関
電力の供給に直接関係がある機関
水道の供給に直接関係がある機関
ガスの供給に直接関係がある機関
選挙管理機関
別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
預貯金業務を行う金融機関
その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(他社接続回線による制約)

第34条の2 契約者は、他社接続回線に係る協定事業者の契約約款及び料金表に規定するところにより、他社接続回線を利用することができない場合においては、その他社接続回線に係る第2種アクセス回線を利用することはできません。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第35条 当社が提供するKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金は、料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金) に定めるところによります。

2 当社が提供するKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの工事に関する費用は、料金表第2表 (工事に関する費用) に定めるところによります。

(注) 本条第1項に規定する料金は、当社が提供するKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの態様に応じて、基本回線料、加算額、付加使用料及び付加機能利用料を合算したものとします。

第2節 料金の支払義務

(定額利用料の支払義務)

第36条 契約者は、その高速イーサネット網契約に基づいて当社が契約者回線又は端末設備等の提供を開始した日から起算して、高速イーサネット網契約の解除又は端末設備等の廃止等 (以下この条において「解除等」といいます。) があつた日の前日までの期間 (提供を開始した日と解除等があつた日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、定額利用料 (料金表第1表 (KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金) に規定する料金のうち、定額料金であるものをいいます。以下同じとします。) を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりKDDI Area Ethernet (STNet) サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 次の場合が生じたときは、契約者は、その期間中の定額利用料を支払っていただきます。

ア 利用の一時中断をしたとき。

イ 利用停止があつたとき。

(2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスを利用できなかった期間中の定額利用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る契約者回線を全く利用できない状態 (その高速イーサネット網契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。) が生じた場合 (2欄又は3欄に該当する場合を除きます。) に、そのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続し	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間 (この表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。) に対応するそのKDDI Area Ethernet (STNet) サービス (そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの一部を利用できなかった場合は、その部分に限ります。) に係る契約者回線についての定額利用料

たとき。		
区 分	時 間	
(1) (2)、(3)及び(4)以外 のもの	1 2時間	
(2) アクセス回線が10M b/sから100Mb/sまでの もの	1 時間	
(3) 中継回線のもの	1 時間	
2 当社の故意又は重大な過失によりそのK DDI Area Ethernet (STNet) サービスを 全く利用できない状態が生じたとき。		そのことを当社が知った時刻以後の利用 できなかった時間について、その時 間に対応するそのKDDI Area Ethernet (STNet) サービス（そのKDDI Area E thernet (STNet) サービスの一部を利用 できなかった場合は、その部分に限 ります。）に係る契約者回線につい ての定額利用料
3 端末設備の移転又は他社接続回線接続 変更に伴って、KDDI Area Ethernet (STN et) サービスに係る契約者回線を利用 できなくなった期間が生じたとき（契約者 の都合によりKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る契約者回線を利用しな かった場合であって、その設備を保留し たときを除きます。）。		利用できなくなった日から起算し、再 び利用できる状態とした日の前日ま での日数に対応するそのKDDI Area Ethe rnet (STNet) サービス（そのKDDI Ar ea Ethernet (STNet) サービスの一部 を利用できなかった場合は、その部分 に限ります。）に係る契約者回線につ いての定額利用料

3 第1項の期間において、契約者がKDDI Area Ethernet (STNet) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

- (1) 他社接続回線の利用の一時中断、利用停止又は契約の解除その他その他社接続回線の契約者に帰する事由により、その他社接続回線を利用することができなくなった場合であっても、契約者には、そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る定額利用料を支払っていただきます。
- (2) 前号の規定によるほか、契約者は、次の表に規定する場合を除いて、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスと相互に接続する他社接続回線を利用できなかった期間中の定額利用料を支払っていただきます。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスと相互に接続する他社接続回線を全く利用できない状態（その他社接続回線による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間（前項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る契約者回線についての定額利用料

から起算して、前項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したとき。	
2 接続休止をしたとき。	接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの期間に対応するそのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る契約者回線についての定額利用料

- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金をお返しします。

(手続きに関する料金の支払義務)

- 第36条の2 契約者は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表に規定する手続きに関する料金を支払っていただきます。

(工事費の支払義務)

- 第37条 契約者は、高速イーサネット網契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第1 (工事費) に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前に高速イーサネット網契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条において「解除等」といいます。) があつた場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があつた場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があつたときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(線路設置費の支払義務)

- 第38条 契約者は、次の場合には、料金表第2表第2 (線路設置費) に規定する線路設置費を支払っていただきます。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前にその高速イーサネット網契約の解除又はその工事の請求の取消し (以下この条及び次条において「解除等」といいます。) があつた場合には、この限りではありません。この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費をお返しします。

- (1) 第1種アクセス回線の終端が区域外 (收容区域のうち加入区域以外のものをいいます。以下同じとします。) となる高速イーサネット網契約の申込み又は第1種アクセス回線の増設の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (2) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある第1種アクセス回線について、その品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
- (3) 移転後の第1種アクセス回線の終端が区域外となる第1種アクセス回線の移転 (移転後の第1種アクセス回線の終端が移転前の第1種アクセス回線の終端と同一の構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は同一の建物内となるものを除きます。) の

請求をし、その承諾を受けたとき。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（区域外における第1種アクセス回線の新設工事に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

（設備費の支払義務）

第39条 契約者は、第1種アクセス回線について特別な電気通信設備の新設等を要する高速イーサネット網契約の申込み又は請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表第3（設備費）に規定する設備費を支払っていただきます。

ただし、第1種アクセス回線の設置等の工事の着手前に解除等があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその設備費が支払われているときは、当社は、その設備費をお返しします。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事（解除等を行う前に設備費の支払いを要することとなっていた部分に限ります。）の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算方法等

（料金の計算方法等）

第40条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

（料金支払いの連帯責任）

第41条 共同契約を締結している各契約者は、契約者が支払うべき料金、工事に関する費用又は割増金等の料金以外の債務の支払いについて、連帯して責任を負っていただきます。

第4節 割増金及び遅延損害金

（割増金）

第42条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

（遅延損害金）

第43条 契約者は、料金その他の債務（遅延損害金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払われない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年10%の割合で計算して得た額を遅延損害金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

第5節 協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等

(協定事業者との相互接続に係る料金の取扱い等)

第44条 当社は、協定事業者との相互接続に係る料金について、その料金を定める電気通信事業者、その料金の請求を行う電気通信事業者及びその料金に関するその他の取扱いは、相互接続協定に基づき株式会社STNetが別に定めるところによります。

第11章 保守

(契約者の維持責任)

第45条 契約者は、その第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第46条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が第1種アクセス回線に接続されている場合であって、その第1種アクセス回線等を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から請求があったときは、当社は、高速イーサネット網サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。

3 当社は、前項の試験により第1種アクセス回線等に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(注) 本条は、自営端末設備又は自営電気通信設備について、当社と保守契約を締結している契約者には適用しません。

(修理又は復旧の順位)

第47条 当社は、契約者回線が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第34条（KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその契約者回線を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位のアクセス回線は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛に直接関係がある機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に設置されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に設置されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 別記11に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関に設置

	<p>されるもの</p> <p>預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの</p> <p>その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます。）</p>
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

(注) 当社は、当社の設置した電気通信設備を修理又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的にその契約者回線を収容する高速イーサネット網サービス取扱局を変更することがあります。

第12章 損害賠償

(責任の制限)

第48条 当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスを提供すべき場合において、当社又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

ただし、協定事業者が協定事業者の電気通信サービスに関する契約約款及び料金表に定めるところによりその損害を賠償する場合は、この限りではありません。

2 前項の場合において、当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間（第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表の1欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。）に対応するそのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る定額利用料の額（そのKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る定額利用料の額）を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

3 当社の故意又は重大な過失によりKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供をしなかったときは、前2項の規定は適用しません。

(注) 本条第2項の場合において、全く利用できない状態が連続した時間に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(免責)

第49条 当社は、第1種アクセス回線等の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

ただし、高速イーサネット網端末等の接続の技術的条件（以下この条において「技術的条件」といいます。）の規定の変更（高速イーサネット網サービス取扱局に設置する電気通信設備の変更に伴う技術的条件の規定の適用の変更を含みます。）により、現に第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担するものとします。

第13章 雑 則

(承諾の限界)

第50条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき、又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるとき（その請求に係る契約者回線が第2種アクセス回線又は利用回線である場合において、その第2種アクセス回線又は利用回線に係る協定事業者の承諾が得られない場合その他相互接続協定に基づく条件に適合しない場合を含みます。）は、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした契約者にお知らせします。

ただし、この約款に別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る契約者の義務)

第51条 契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) 当社が高速イーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が高速イーサネット網契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

(3) そのアクセス回線等を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

(他人に使用させる場合の契約者の義務)

第52条 契約者は、そのアクセス回線等を契約者以外の者に使用させる場合は、前条のほか次のことを守っていただきます。

(1) 契約者は、前条の規定の適用については、善良の管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、そのアクセス回線等を使用する者の行為についても、当社に対し責任を負っていただきます。

(2) 契約者は、そのアクセス回線等に関する料金又は工事に関する費用のうち、そのアクセス回線等を使用する者の使用によるものについても、当社に対して支払いの責任を負っていただきます。

(3) 契約者は、当社が別に定める事項について、その第1種アクセス回線に接続する自営端末設備又は自営電気通信設備のうち、その第1種アクセス回線を使用する者の設置に係るものについても、当社に対して責任を負っていただきます。

(注) 本条第3号に規定する当社が別に定める事項は、次に掲げるこの約款の規定の適用とします。

ア 第45条（契約者の維持責任）

イ 第46条（契約者の切分責任）

- ウ 別記5（自営端末設備の接続）
- エ 別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）
- オ 別記7（自営電気通信設備の接続）
- カ 別記8（自営電気通信設備に異常がある場合等の検査）

（契約者からの第1種アクセス回線等の設置場所の提供等）

第53条 契約者からの第1種アクセス回線等の設置場所の提供等については、別記4に定めるところによります。

（技術的事項及び技術参考資料の閲覧）

第54条 KDDI Area Ethernet（STNet）サービスにおける基本的な技術的事項は、別表のとおりとします。

- 2 当社は、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において、KDDI Area Ethernet（STNet）サービスを利用するうえで参考となる別記12の事項を記載した技術参考資料を閲覧に供します。

（協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行）

第55条 当社は、契約者から申し出があったときは、次の場合に限り協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）の契約約款及び料金表の規定により協定事業者がその契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- （1）その申し出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - （2）その契約者の申し出について協定事業者が承諾するとき。
 - （3）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が当社が定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社は、前項に規定する取扱いを廃止します。

（協定事業者によるKDDI Area Ethernet（STNet）サービスに関する料金等の回収代行）

第56条 当社は、契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの約款の規定によりその契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用について、当社の代理人として、協定事業者（当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。）が請求をし、回収する取扱いを行うことがあります。

- （1）その申出をした契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - （2）その契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
 - （3）その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、協定事業者が請求した料金又は工事に関する費用について、その契約者が協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその協定事業者を支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(契約者からの通知)

第57条 当社は、他社接続回線について、第10条（高速イーサネット網契約申込の方法）に規定する事項その他当社が別に定める移動があったときは、その内容について契約者から速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。

(契約者の氏名等の通知)

第58条 当社は、協定事業者から請求があったときは、契約者（その協定事業者とKDDI Area Ethernet (STNet) サービスを利用する上で必要な契約を締結している者に限りま

す。）の氏名及び住所等をその協定事業者に通知することがあります。

(協定事業者からの通知)

第59条 契約者は、当社が料金又は工事に関する費用の適用に当たり必要があるときは、協定事業者からその料金又は工事に関する費用を適用するために必要な契約者の情報の通知を受けることについて、承諾していただきます。

(法令に規定する事項)

第60条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に定めがある事項については、別記5から9に定めるところによります。

(閲覧)

第61条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

(附帯サービス)

第62条 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスに関する附帯サービスの取り扱いについては、別記10及び13に定めるところによります。

別記

1 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区域等

- (1) KDDI Area Ethernet (STNet) サービスは、次に掲げる区域において提供とします。
。
- (2) 当社のKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区間は、契約者回線の終端（相互接続点におけるものを除きます。以下同じとします。）相互間、契約者回線の終端と相互接続点との間及び相互接続点相互間とします。

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに高速イーサネット網サービス取扱所に通知していただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを通知していただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の通知があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先等に変更があったときは、そのことをすみやかに契約事務を行う高速イーサネット網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 当社は、(1) の届出があったときは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届出を怠ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
。

4 契約者からの第1種アクセス回線等の設置場所の提供等

- (1) 第1種アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が第1種アクセス回線等を設置するために必要な場所は、その契約者から提供していただきます。
- (2) 当社が高速イーサネット網契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、第1種アクセス回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その第1種アクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その第1種アクセス回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。

この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）又は同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。

- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則（昭和60年郵政省令第28号）第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
- (6) 契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

6 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、第1種アクセス回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を第1種アクセス回線から取りはずしていただきます。

7 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、第1種アクセス回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その第1種アクセス回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、事業法施行規則第32条第1項で定め

る場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。

- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、事業法第71条の規定により、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させる必要があります。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その第1種アクセス回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

8 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

第1種アクセス回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記6（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

9 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

10 協定事業者の電気通信サービスに関する手続きの代行

当社は、契約者から要請があったときは、協定事業者の電気通信サービスの利用に係る申込み、請求、届出その他電気通信サービスの利用に係る事項について、手続きの代行を行います。

11 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準の全てを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的とてあまねく発売されること (2) 発行部数が1の題号について8,000部以上であること
2 放送事業者	電波法（昭和25年法律第131号）の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

12 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件
(1) 物理的条件
(2) 電氣的条件及び光学的条件
(3) 論理的条件

(注) 品目によっては、閲覧に供することができない項目があります。

13 支払証明書の発行

- (1) 当社は、契約者から請求があったときは、その契約者に係るKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの支払証明書を発行します。
- (2) 契約者は、(1)の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する手数料の支払いを要します。

料金表

通則

(料金等の設定)

- 1 当社が別に定める協定事業者との相互接続により提供するKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る料金及び工事に関する費用については、当社の提供区間と協定事業者の提供区間とを合わせて当社が設定します。この場合、協定事業者に係る工事に関する費用については、その協定事業者の料金表の規定を準用した額とします。
ただし、西日本電信電話株式会社又は東日本電信電話株式会社に係る料金（加算額に限ります。）及び工事に関する費用については、この限りではありません。

(料金の計算方法)

- 2 当社は、契約者がその高速イーサネット網契約に基づいて支払う料金を暦月に従って計算します。
- 3 当社は、次の場合が生じたときは、月額で定められている料金（以下この条において「月額料金」といいます。）をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 暦月の初日以外の日には契約者回線又は端末設備等の提供の開始があったとき。
 - (2) 暦月の初日以外の日には高速イーサネット網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
 - (3) 暦月の初日に契約者回線又は端末設備等の提供を開始し、その日にその高速イーサネット網契約の解除又は端末設備等の廃止等があったとき。
 - (4) (1) から (3) の場合を除いて、暦月の初日以外の日には月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
 - (5) 第36条（定額利用料の支払義務）第2項第2号の表又は同条第3項第2号の表の規定に該当するとき。
- 4 2の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 6 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所又は金融機関等において支払っていただきます。
- 7 料金及び工事に関する費用は、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金等の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、5の規定にかかわらず、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

(前受金)

- 9 当社は、料金又は工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

(注) 8に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第36条(定額利用料の支払義務)から第39条(設備費の支払義務)までの規定その他この約款の規定により支払いを要するものとされている料金又は工事に関する費用の額は、この約款に定める税抜価格(消費税相当額を含まない価格をいいます。以下同じとします。)に基づき計算した額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。

(注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の高速イーサネット網サービス取扱所に掲示する等の方法により、そのことをお知らせします。

(料金等の請求)

- 12 KDDI Area Ethernet (STNet)サービスに係る料金その他の債務の請求については、この約款、当社の「WEB de 請求書ご利用規約」又は当社の「KDDIまとめて請求に係る取扱い規約」のほか、当社が別に定めるところによります。

第1表 KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金

第1 定額利用料

1 適用

KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金の適用については、第36条（定額利用料の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容																																																				
(1) 收容区域及び加入区域の設定	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供区域について、1の高速イーサネット網サービス取扱局にアクセス回線を收容する区域（以下「收容区域」といいます。）及びその收容区域のうち、特別な料金（線路設置費及び線路に関する加算額）の支払いを必要としないでKDDI Area Ethernet (STNet) サービスを提供する区域（以下「加入区域」といいます。）を定めます。</p> <p>イ 收容区域及び加入区域は、行政区画、その地域の社会的、経済的、地理的条件、需要動向及び当社の電気通信設備の状況等を考慮して設定します。</p>																																																				
(2) 品目に係る料金の適用	<p>ア 当社は、KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの料金を適用するにあたって、次のとおり品目を定めます。</p> <p style="text-align: center;">(ア) アクセス回線の品目</p> <p style="text-align: center;">a 第1種アクセス回線のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 15%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 75%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="16" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イーサネット方式のもの</td> <td style="text-align: center;">0.5Mb/s</td> <td>0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1Mb/s</td> <td>1Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2Mb/s</td> <td>2Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3Mb/s</td> <td>3Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4Mb/s</td> <td>4Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5Mb/s</td> <td>5Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6Mb/s</td> <td>6Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">7Mb/s</td> <td>7Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">8Mb/s</td> <td>8Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9Mb/s</td> <td>9Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">10Mb/s</td> <td>10Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20Mb/s</td> <td>20Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">30Mb/s</td> <td>30Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40Mb/s</td> <td>40Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50Mb/s</td> <td>50Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">60Mb/s</td> <td>60Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">70Mb/s</td> <td>70Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">80Mb/s</td> <td>80Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">90Mb/s</td> <td>90Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100Mb/s</td> <td>100Mbit/sの符号伝送が可能なもの</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">b 第2種アクセス回線のもの</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center;">品 目</th> <th style="width: 40%;"></th> <th style="width: 60%; text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		品 目	内 容	イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの	70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの	80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの	90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの	100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの		品 目		内 容				
	品 目	内 容																																																			
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	0.5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	1Mb/s	1Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	2Mb/s	2Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	3Mb/s	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	4Mb/s	4Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	5Mb/s	5Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	6Mb/s	6Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	7Mb/s	7Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	8Mb/s	8Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	9Mb/s	9Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	10Mb/s	10Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	20Mb/s	20Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	30Mb/s	30Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	40Mb/s	40Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	50Mb/s	50Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
	60Mb/s	60Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																			
70Mb/s	70Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																				
80Mb/s	80Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																				
90Mb/s	90Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																				
100Mb/s	100Mbit/sの符号伝送が可能なもの																																																				
	品 目		内 容																																																		

DA型 のもの	128kb/s	128kbit/sの符号伝送が可能なもの
------------	---------	----------------------

(イ) 中継回線の品目

品目	内容
128kb/s	128kbit/sまでの符号伝送が可能なもの
1Mb/s	1Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
2Mb/s	2Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
3Mb/s	3Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
4Mb/s	4Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
5Mb/s	5Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
6Mb/s	6Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
7Mb/s	7Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
8Mb/s	8Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
9Mb/s	9Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
10Mb/s	10Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
20Mb/s	20Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
30Mb/s	30Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
40Mb/s	40Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
50Mb/s	50Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
60Mb/s	60Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
70Mb/s	70Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
80Mb/s	80Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
90Mb/s	90Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの
100Mb/s	100Mbit/sまでの符号伝送が可能なもの

備考

- 1 中継回線の契約にあたって、その中継回線に対応する高速イーサネット収容網において中継回線の品目を超えるアクセス回線の品目が含まれない場合に限り提供します。
- 2 中継回線の契約にあたって、1のアクセス回線群に対して当社が定める数の中継回線に限り提供します。
- 3 高速イーサネット網接続サービスの中継回線の品目の設定において、協定事業者との相互接続協定に別段の定めがある場合はその定めによるものとします。

(3) 最低利用期間内に高速イーサネット網契約の解除等があった場合の料金の適用

ア KDDI Area Ethernet (STNet) サービスについては、異経路によるもの及び長期継続利用割引の適用によるものを除いて、最低利用期間があります。

イ 契約者は、最低利用期間内に次表左欄に定める事由があった場合は、第36条（料金の支払義務）及び料金表通則2から4までの規定にかかわらず、次表に定める料金の額に消費税相当額を加算した額について、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。

区 分	支払を要する料金の額（ 税抜価格）
-----	----------------------

	<p>1 高速イーサネット網契約の解除があった場合</p>	<p>残余の期間に対応する基本回線料、加算額及び付加使用料（以下この表において「料金」といいます。）に相当する額</p>																								
	<p>2 契約者回線の品目の変更又は移転があった場合（変更又は移転前の料金の額から変更又は移転後の料金の額を控除し、残額がある場合に限ります。）</p>	<p>左欄に定める残額に残余の期間を乗じて得た額</p>																								
	<p style="text-align: center;">備考</p> <p>2 欄の場合に、品目の変更と同時にそのアクセス回線の設置場所において、契約者回線の新設又は高速イーサネット網契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う新設等の契約者回線の料金を合算して行います。</p>																									
<p>(4) 利用回線に係る加算額等の適用</p>	<p>利用回線において契約者の終端に係る加算額等（相互接続協定に規定する料金額に限ります。）は、協定事業者の料金表の規定に準ずるものとします。</p>																									
<p>(5) 当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱局を終端とするアクセス回線に係る料金の適用</p>	<p>当社は、アクセス回線の終端の場所を当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱局内とするものの基本回線料（第1種アクセス回線に係るものに限ります。）については、2（料金額）(1)の額から次の額を減額して適用します。</p> <p style="text-align: right;">1 アクセス回線ごとに月額</p>																									
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">品 目</th> <th style="width: 50%;">基本回線料の減額 (税抜価格)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イーサネット方式のもの</td> <td>0.5Mb/s</td> <td style="text-align: right;">11,000円</td> </tr> <tr> <td>1Mb/s</td> <td style="text-align: right;">22,000円</td> </tr> <tr> <td>2Mb/s</td> <td style="text-align: right;">35,000円</td> </tr> <tr> <td>3Mb/s</td> <td style="text-align: right;">45,000円</td> </tr> <tr> <td>4Mb/s</td> <td style="text-align: right;">55,000円)</td> </tr> <tr> <td>5Mb/s</td> <td style="text-align: right;">65,000円</td> </tr> <tr> <td>6M~9Mb/s</td> <td style="text-align: right;">70,000円</td> </tr> <tr> <td>10Mb/s</td> <td style="text-align: right;">80,000円</td> </tr> <tr> <td>20M~90Mb/s</td> <td style="text-align: right;">80,000円</td> </tr> <tr> <td>100Mb/s</td> <td style="text-align: right;">80,000円</td> </tr> </tbody> </table>			品 目	基本回線料の減額 (税抜価格)	イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	11,000円	1Mb/s	22,000円	2Mb/s	35,000円	3Mb/s	45,000円	4Mb/s	55,000円)	5Mb/s	65,000円	6M~9Mb/s	70,000円	10Mb/s	80,000円	20M~90Mb/s	80,000円	100Mb/s	80,000円
	品 目	基本回線料の減額 (税抜価格)																								
イーサネット方式のもの	0.5Mb/s	11,000円																								
	1Mb/s	22,000円																								
	2Mb/s	35,000円																								
	3Mb/s	45,000円																								
	4Mb/s	55,000円)																								
	5Mb/s	65,000円																								
	6M~9Mb/s	70,000円																								
	10Mb/s	80,000円																								
	20M~90Mb/s	80,000円																								
	100Mb/s	80,000円																								
<p>(6) 当社の指定する高速イーサネット網サービス取扱局内にすべてのアクセス回線が收容される場合の料金の適用</p>	<p>1の契約者回線群に所属するすべてのアクセス回線が、当社の指定する1の高速イーサネット網サービス取扱局内に收容される場合、基本回線料（そのアクセス回線の品目が10Mb/s又は100Mb/sのものに限ります。）については、2（料金額）(1)の額から次の額を減額して適用します。</p> <p style="text-align: center;">ただし、その契約者回線群に利用回線が含まれる場合は、この限りではありません。</p> <p style="text-align: right;">1 アクセス回線ごとに月額</p>																									

		品 目	基本回線料の減額 (税抜価格)	
			10Mb/s	30,000円
			100Mb/s	50,000円
(7) 削除	削除			
(8) 第1種アクセス回線の終端が区域外にある場合の加算額の適用	<p>ア その第1種アクセス回線の終端に係る高速イーサネット網サービス取扱局の加入区域を超える地点から引込柱（その第1種アクセス回線の終端に最も近い距離にある電柱（ケーブル引込みの場合は配線盤）をいいます。以下同じとします。）までの線路（以下「区域外線路」といいます。）について、区域外線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 加入区域の設定変更又は第1種アクセス回線の終端に係る高速イーサネット網サービス取扱局の変更があったときは、加算額を再算定します。</p> <p>ウ その第1種アクセス回線が異経路（(9)の「異経路の線路」の部分に限ります。）によるものであるときは、前ア、イの規定は適用しません。</p>			
(9) 異経路による第1種アクセス回線の加算額の適用	<p>ア 第1種アクセス回線の終端が直接收容されている高速イーサネット網サービス取扱局の收容区域を超える地点から引込柱までの線路（以下「異経路の線路」といいます。）について、異経路の線路の加算額を適用します。</p> <p>イ 異経路の線路に係る加算額については、耐用年数を経過したときは再算定します。</p>			
(10) 回線終端装置に係る料金の適用	当社の回線終端装置を設定した場合、回線終端装置に係る加算額を適用します。			
(11) 配線設備の加算額の適用	<p>当社が配線設備を提供した場合に、次の配線ごとに配線設備の加算額を適用します（高速イーサネット網接続サービスに係るものに限ります。）。</p> <p>ア アクセス回線の終端から1のジャック又はローゼット（ジャック又はローゼットが設定されていない場合は、自営端末設備又は回線接続装置とします。以下この欄において同じとします。）までの配線</p> <p>イ 1のジャック又はローゼットからの他のジャック又はローゼットまでに配線</p>			
(12) 回線接続装置の付加使用料の適用	当社が回線接続装置を提供した場合に、回線接続装置の付加使用料を適用します。			
(13) 削除	削除			
(14) 復旧等に伴い契約者回線の経路を変更した場合の料金の適用	故障又は滅失した契約者回線の修理又は復旧をする場合に一時的にその経路を変更した場合の基本回線料（区域外線路及び異経路の線路に関する加算額を含みます。）は、その契約者回線を変更前の経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。			

(15) 特別な電気通信設備の料金の適用	第1種アクセス回線において、当社が特別な電気通信設備を提供した場合に、特別な電気通信設備に係る付加使用料を適用します。
(16) 付加機能に係る料金の適用	当社が提供する付加機能を利用した場合、2（料金額）(4)の額を適用します。

2 料金額

(1) 基本回線料

A アクセス回線のもの

① 第1種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目		料 金 額 (税抜価格)
イーサ ネット 方式の もの	0.5Mb/s	46,000円
	1Mb/s	54,000円
	2Mb/s	72,000円
	3Mb/s	90,000円
	4Mb/s	107,000円
	5Mb/s	124,000円
	6Mb/s	135,000円
	7Mb/s	145,000円
	8Mb/s	152,000円
	9Mb/s	156,000円
	10Mb/s	160,000円
	20Mb/s	195,000円
	30Mb/s	225,000円
	40Mb/s	250,000円
	50Mb/s	272,000円
	60Mb/s	291,000円
70Mb/s	307,000円	
80Mb/s	321,000円	
90Mb/s	332,000円	
100Mb/s	340,000円	

② 第2種アクセス回線に係るもの

アクセス回線1回線ごとに月額

品 目		料 金 額 (税抜価格)
DA型のもの	128kb/s	28,000円

B 中継回線のもの

中継回線1回線ごとに月額

品 目	料 金 額 (税抜価格)
128kb/s	17,000円
1Mb/s	46,000円
2Mb/s	68,000円
3Mb/s	78,000円
4Mb/s	90,000円

5Mb/s	107,000円
6Mb/s	115,000円
7Mb/s	122,000円
8Mb/s	128,000円
9Mb/s	134,000円
10Mb/s	140,000円
20Mb/s	160,000円
30Mb/s	180,000円
40Mb/s	199,000円
50Mb/s	217,000円
60Mb/s	234,000円
70Mb/s	249,000円
80Mb/s	262,000円
90Mb/s	272,000円
100Mb/s	280,000円

(2) 加算額

			月額
料金種別	単位	区分	料金額 (税抜価格)
ア 区域外線路使用料	第1種アクセス回線 1回線につき区域外 線路100mまでごとに	メタル配線	700円
		光配線	1,000円
イ 異経路の線路使用料	—	—	別に算定する実費
ウ 配線設備使用料	1配線ごとに	メタル配線	60円
		光配線	2,000円
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。			

(3) 付加使用料

			月額
料金種別		単位	料金額 (税抜価格)
ア 回線 接続装 置使用 料	高速デ ィジタ ル方式 のもの	128kb/s用のもの	2,000円
	イーサ ネット 方式の もの	I 型	1台ごとに 19,000円
		II 型	5,000円
イ 削除			削除

ウ 特別な電気通信設備使用料	ア、イ以外の装置	—	別に算定する実費
備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。			

(4) 付加機能利用料

				月額
区 分	単 位	品 目	料金額 (税込価格)	
優先制御機能	1のアクセス回線ごとに	128kb/sのもの	3,000円	
		0.5Mb/s (512kb/sを含む) から10Mb/sまでのもの	10,000円	
		20Mb/sから100Mb/sまでのもの	20,000円	
備考	<p>ア 当社は、契約者又は協定事業者より請求があった場合にのみこの機能を提供します。</p> <p>イ 当社は、アクセス回線が利用回線のものに係る契約者回線については、この機能を提供いたしません。</p> <p>ウ この機能に係るその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。</p>			

第2 手続きに関する料金

料 金 種 別	単 位	料金額(税込価格)
共同契約変更手数料	1回ごとに	800円
備考		
共同契約変更手数料は、共同契約に関する変更の請求をし、その承諾を当社から受けたときに支払いを要します。		

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

工事費の適用については、第37条（工事費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容												
(1) 工事費の適用	<p>ア 工事費は、工事を要することとなる契約者回線及び端末設備において、1の工事ごとに適用します。</p> <p>イ 1の契約者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施工する場合は、1の工事を除く他の工事の部分について1の工事につき税抜価格2,500円回線接続等に係る工事の場合及び相互接続点に係る工事の場合を除きます。)を減額します。</p>												
(2) 品目の変更、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費の適用	<p>品目の変更の場合の工事費は、変更後の品目に対応する設備に関する工事に適用し、移転、接続変更又は他社接続回線接続変更の場合の工事費は、移転先又は接続変更先の取付けに関する工事について適用します。</p>												
(3) 工事の適用区分	<p>工事の区分は次のとおりとします。</p> <p>a b以外のもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事の区分</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ア 端末設備に係る工事</td> <td>アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>イ 回線接続等に係る工事</td> <td>アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合、中継回線を中継局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>ウ 相互接続点に係る工事</td> <td>他社接続回線（利用回線に係るものを除きます。）に係る相互接続点において次の工事を する場合に適用します。 接続工事 他社接続回線接続変更 その他の変更</td> </tr> <tr> <td>エ 付加機能に係る工事</td> <td>優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。</td> </tr> <tr> <td>オ 利用の一時中断に係る工事</td> <td>契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。</td> </tr> </tbody> </table>	工事の区分	適 用	ア 端末設備に係る工事	アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。	イ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合、中継回線を中継局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。	ウ 相互接続点に係る工事	他社接続回線（利用回線に係るものを除きます。）に係る相互接続点において次の工事を する場合に適用します。 接続工事 他社接続回線接続変更 その他の変更	エ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。	オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。
工事の区分	適 用												
ア 端末設備に係る工事	アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。												
イ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合、中継回線を中継局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。												
ウ 相互接続点に係る工事	他社接続回線（利用回線に係るものを除きます。）に係る相互接続点において次の工事を する場合に適用します。 接続工事 他社接続回線接続変更 その他の変更												
エ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。												
オ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。												

b 高速イーサネット網接続サービスに係るもの

工事の区分	適用
ア 端末設備に係る工事	アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において端末設備の設置、品目の変更、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。
イ 配線設備に係る工事	アクセス回線の終端（相互接続点の部分を除きます。）において配線設備の設置、移転、接続変更及び一時中断の再利用等の場合に適用します。
ウ 回線接続等に係る工事	アクセス回線を収容局設備に接続する又は接続変更する場合に適用します。
エ 付加機能に係る工事	優先制御機能に関する付加機能を利用する場合に適用します。
オ 相互接続点に係る工事	他社接続回線に係る相互接続点において次の工事をする場合に適用します。 (ア) 接続工事 (イ) 他社接続回線接続変更 (ウ) その他の変更
カ 利用の一時中断に係る工事	契約者回線及び端末設備の利用の一時中断を行う場合に適用します。

2 工事費の額

a b以外のもの

工 事 の 種 類				1の工事ごとに	
				工事費の額 (税抜価格)	
				メタル配線	光配線
端末設備 に係る工 事	下記以 外の もの	回線接 続装 置の 取付 等に 係 る工 事 の 場 合	回線接続装置の取付 又は設定変更のみの 場合	8,000円	
			配線設備の設置又は 接続変更のみの場合	7,000円	14,000円
			上記以外の場合	12,000円	20,000円
		上記以外の場合			1,500円
回線接続 等に係る 工事	アクセス回線に係るもの			1,500円	
	中継回線に係るもの			1,500円	
相互接続 点に係る 工事	第2種アクセス回線の相互接続点に係るもの			1,500円	
	他社接続回線（西日本電信電話株式会社に 係るものに限る。）の相互接続点に係るもの			2,000円	
付加機能に係る工事	優先制御機能に係るもの			10,000円	
利用の一時中断に係る工事				4,000円	
回線調整 等に関する 工事	基本額	基本工事費		8,000円	
		回線調 整 工事費	回線収容替えを行う場 合	8,000円	
			ブリッジタップはずし を行う場合	9,000円	
	回線調整に関する工事と合わせて保安器の 変更を行う場合の加算額			2,800円	
保安器の変更に係る工事				7,300円	
備考					
1 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、その工事に要した費用を支払っていただきます。					
2 削除					
3 「回線収容替え」とは西日本電信電話株式会社の契約約款に規定する「回線収容替え」を、「ブリッジタップはずし」とは同契約約款に規定する「ブリッジタップはずし」をいいます。					
4 当社は、回線調整（保安器の変更を除きます。）の結果について西日本電信電話株式会社から通知を受け、その契約者にお知らせします。5 当社は、契約者から回線調整等に関する工事の請求があった場合、当社が別に定める通信の伝送速度等に関する条件に適合する第2種アクセス回線に限って、その回線調整等に関する工事費を契約者に請求しないことがあります。					

6 回線調整等の結果、契約者回線等の通信の状態に全く改善がみられなかった場合、回線調整等に関する工事費は適用しません（保安器の変更に係るものを除きます。）。ただし、この場合において、保安器の変更を行ったときは、保安器の変更に係る工事を行ったものとみなして、保安器の変更に係る工事費を適用します。

b 高速イーサネット網接続サービスに係るもの

1の工事ごとに

工 事 の 種 類		工事費の額 (税抜価格)	
		メタル配線	光配線
端末設備に係る工事	回線接続装置の取付け又は設定 変更に係るもの		8,000円
配線設備に係る工事	配線設備の設置又は接続変更 に係るもの	4,000円	12,000円
回線接続等に係る工 事	アクセス回線に係るもの		2,500円
付加機能に係る工事	優先制御機能に係るもの		10,000円
相互接続点に係る工 事	第2種アクセス回線の相互接続 点に係るもの		1,500円
	他社接続回線(西日本電信電話株 式会社に係るものに限る。)の相 互接続点に係るもの		2,000円
	中継網接続回線の相互接続点 に係るもの		3,000円
利用の一時中断に係る工事			4,000円)
備考 上記工事に伴い、引込柱以降において建柱等特別な工事を要する場合には、 その工事に要した費用を支払っていただきます。			

第2 線路設置費

1 適用

線路設置費の適用については、第38条(線路設置費の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 線路設置費の適用	ア 線路設置費は、区域外線路について適用します。 イ 移転後の契約者回線の終端が加入区域外となる場合(アクセス回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路の部分に限り、線路設置費を適用します。
(2) 線路設置費の差額負担	ア 契約者が現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに高速イーサネット網契約を締結して、その場所でKDDI Area Ethernet (STNet) サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときはこの差額負担の規定は適用しません。

	新たに提供を受けるKDDI Area Ethernet (STNet) サービスに係る高速イーサネット網契約を締結したものとみなした場合の線路設置費の額	-	解除する電気通信サービスに係る契約を新たに締結したものとみなした場合の線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
イ KDDI Area Ethernet (STNet) サービスの品目の変更の場合の線路設置費の額は、次のとおりとします。					
	変更後のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	-	変更前のアクセス回線を新設するときの線路設置費の額	=	線路設置費の額（残額があるときに限ります。）
ウ ア又はイの規定は、アクセス回線が異経路となる場合は準用しません。					

2 線路設置費の額

1 アクセス回線につき区域外線路100mまでごとに

区 分	線路設置費の額 (税抜価格)
メタル配線	60,000円
光配線	84,000円

第3 設備費

1 適用

設備費の適用については、39条（設備費の支払義務）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
設備費の適用	設備費は、次の設備について適用します。 ア 異経路の線路の部分 イ 特別な電気通信設備の部分

2 設備費の額

区 分	内 容
当該設備ごとに	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する高速イーサネット網サービス取扱所において閲覧に供します。

第3表 附帯サービスに関する料金

第1 支払証明書の発行手数料

1 適用

支払証明書の発行手数料の適用については、別記13（支払証明書の発行）の規定によるほか、次のとおりとします。

区 分	内 容
(1) 支払証明書の発行手数料の適用	契約者は、2（料金額）の規定にかかわらず、当社が別に定める頻度又は態様等により支払証明書の発行の請求を行った場合を除き、支払証明書発行手数料の支払いを要しません。

2 料金額

区 分	単 位	料金額（税抜価格）
支払証明書発行手数料	支払証明書の発行1回ごとに	400 円
備考		
1 支払証明書の発行を受けようとするときは、上記手数料のほか、印紙代及び郵送料が必要な場合があります。		

別表 基本的な技術的事項

1 2以外に係るもの

(1) 当社が回線接続装置を提供する場合

品目	物理的条件	相互接続回路		
		伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル方式のもの	8端子コネクタ (ISO標準IS8877準拠)	IEEE802.3	10BASE-T 準拠又は 100BASE-TX 準拠	IEEE802.3u
イーサネット方式のもの				

(2) 当社が回線接続装置を提供しない場合

品目		物理的条件	相互接続回路		
			伝送速度	符号形式	光出力等
高速デジタル方式のもの	128kb/s	2線式インタフェース	TTC標準JT-G961準拠		
イーサネット方式のもの		F04形 単心光ファイバコネクタ (JIS規格C5973準拠)	6,312kbit/s	CMI符号	光出力 -7dBm以下 使用中心波長 1.31μm
			IEEE802.3u準拠		

2 削除

附 則

(実施期日)

- 1 この約款は、平成18年2月13日から実施します。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則

(実施時期)

- 1 この改正規定は、平成22年10月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施の日から平成23年8月31日までの間に、支払証明書の発行の請求をし、その承諾を受けたときは、契約者は、別記13の(2)の規定にかかわらず、その請求に係る料金表第3表(附帯サービスに関する料金)に規定する支払証明書発行手数料の支払いを要しません。
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成23年9月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。
- 3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年4月1日から実施します。
(経過措置)
- 2 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成26年6月1日から実施します。
- 2 削除
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

- 1 この改正規定は、平成27年4月1日から実施します。
(附則の改正)
- 2 平成26年6月1日付附則第2項を「削除」に改めます。
(経過措置)
- 3 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。
- 4 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取扱いについては、なお従前のおりとしします。

附 則

(実施期日)

この改正規定は、平成28年5月21日から実施します。